

事業概略書

日常生活支援住居施設における
生活支援提供責任者等に対する研修教材及び
研修手法の開発等に関する調査研究事業

一般社団法人 全国日常生活支援住居施設協議会 （報告書A4版 125頁）

事業目的

日常生活支援住居施設における個別支援計画の作成からモニタリングや見直し、再計画など支援展開に関する一連の手法や、空床活用の事例など実態把握するとともに好事例を横展開することで普及啓発していくことを目的とする。

事業概要

本事業では、日住における個別支援計画の作成からモニタリングや見直し、再計画など支援展開に関する一連の手法や、空床活用の事例など実態把握するとともに、好事例を横展開することで普及啓発していくことを目的として、教材開発・検討をおこなった。

- (1) 日住の有効活用事例教材の開発
- (2) 教材の研修への活用方法の検討

調査研究の過程

- (1) 日住の有効活用事例教材の開発【別冊報告書第2章】

①アンケート調査

アンケート調査は2段階の構成とし、まずプレ調査として厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県等の日常生活支援住居施設担当部署を通じ、管内の日常生活支援住居施設運営事業者に向けた調査協力を依頼し、協力を得ることができた運営事業者に対して本調査として調査票を送付した。25法人からアンケート回答55施設分を得て（回答率46.6%）、回答の分析をおこなった。

②個別支援計画等の写しの収集

アンケート調査票の回答とあわせて、17法人37施設から個人情報を除いた個別支援計画等の写し113件を得て、分析をおこなった。

③ヒアリング調査

アンケートに回答いただいた運営事業者のうち、7法人7施設に対してヒアリングを行った。

(2) 教材の研修への活用方法の検討【別冊報告書第3章】

(1) で開発した教材の、研修での活用方法に関する検討をおこなった。

事業結果

日住の空床活用についてのアンケート調査からは、日住の空室を他制度で活用したことがある法人は4割程度にとどまっていることがわかった。活用した事業としては、複数選択で、生活困窮者自立支援制度の一時生活支援事業5件、自立準備ホーム4件、その他5件であった。「その他」の具体的な内容としては、「無料低額宿泊所として活用した」という回答が2件、「自立準備ホームの登録はしているが、まだ活用するに至ったことはない」という回答が1件あった。救護施設も運営している社会福祉法人2法人からは「緊急一時保護事業」「一時入所事業」「短期入所」が挙げられた。

支援の事例を尋ねるアンケート調査からは、好事例の要因となりうる要素や、逆にトラブルにつながりうる要素が明らかになった。

利用者との信頼関係構築につながった事例を分析したところ、日住のスタッフが利用者の体調が優れないときに通院同行や救急搬送の付き添いなど医療的なサポートをした後に、利用者との関係性が良くなり、信頼関係構築につながるということがわかった。また、利用者の話を否定せず受け止めること（傾聴・共感）、初めは利用者が受動的であっても支援者側が関わりを続け同じ時間を共有することが、信頼関係構築につながるとうかがわれた。

利用者のステップアップや生活の安定につながった事例としては、自己破産・戸籍回復・住民票の異動・介護保険や障害福祉の制度を活用するための手続きなど、各種手続きの支援をした事例が多く挙げられた。また、利用者の家計が破綻しないための金銭管理支援も挙げられた。

「あのとき、もっとこうしていれば良かったのではないか」と迷ったり悩んだりした事例としては、利用者の命に関わる事例で医療受診の促しをもっと早く・もっと強くしていればと思ったという事例が多く挙げられた。また、失踪・犯罪等の結果になった事例について、もっと利用者に向き合っていれば、利用者に最後まで寄り添っていれば、という回答も多かった。

トラブルにつながった事例は、大きく分けて4つの類型に整理された。①アルコール依存やギャンブル依存から金銭や利用者同士のトラブルが発生し、退所につながるパターン（病気が原因のため、本人がコントロールできなくなったり、拒否をすることで、支援者が対応できなくなるパターン）。②利用者が表面は支援者にあわせてはいるが、心を開かず、いつのまにか失踪しているパターン（支援者が信頼関係を構築できないパターン）③利用者が理解できるように支援者が伝えることができなかつたり、利用者ともあまり関わっておらず、トラブルに発展するパターン（支援や関わりが少ないために、利用者本人の見立てを間違えてトラブルにつながるパターン）。④病識が薄い精神疾患等、服薬をしていると嘘をついたり、服薬拒否したりすることなどが原因でトラブルが発生するパターン（本人は大丈夫だと思いつているけれどもまわりは大丈夫だと思っていないも本人の認識とのずれがあるパターン）。

個別支援計画の写しの分析からは、現在の日住の利用者像と、その支援にあたる生活支援提供責任者等の職員向けの研修で必要とされる項目について示唆が得られた。次年度以降の日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者向けの研修に次の5点を提案する。

1. 利用者本人の話をよく聞くという傾聴と利用者の特性を見立てる研修
2. モニタリングのやり方
3. 障がい者相談支援事業所（計画相談）を含む障がい福祉サービスの利活用研修

4. 生活困窮者就労準備支援事業・生活保護受給者就労準備事業の有識者による研修
5. 「生きがいくくり」を含む利用者の選択肢の幅を広げる様な参加プログラム研修

ヒアリング調査からは、日住の関係者間で共有すべき課題や論点が明らかになった。

多くの日住で、発達障害、パーソナリティ障害、診断は付いていないがアルコール問題を抱えている人などが支援困難事例に挙げられた。また、なんらかの障害がありながら障害福祉サービスにつながっていないケース、要介護状態でありながら要介護認定を受けていないケースなど、制度につながっていない人をいかに制度につなげるかという課題を多くの日住が挙げていた。

時間をかけて信頼関係を形成し、本人との合意形成を重視するエピソードが多く見られた。また、本人に適した社会資源を探し、つなげていくという、ネットワーク形成とコーディネーションも重視されていた。そのために、手帳の取得や制度理解の助言など、権利擁護や手続き代行支援も行われていた。利用者にはそれぞれの基準、自分なりのほど良さがあるので、支援者の常識や価値観だけで対応しないよう注意する姿も見られた。一方で、不便さやSOSを出すのが苦手な利用者も多いので、その見極めは本人と話しながら進めていくことも大切にされていた。

日住を運営する団体が、例えば喫茶や畑仕事のようなインフォーマルな居場所や活動の場をつくっていることも、支援の選択肢を増やすことにつながっていた。このような居場所や活動の場は、日住の利用者だけのニーズではなく、地域の認知症の人や障害のある人などコミュニティのニーズにつながる潜在力があることにも話が及んだ。

トラブル事例の回答票では、利用者像とリンクして、アルコールと金銭がらみの問題が多かった。難しいケースでは、対応の統一を図ることが意識されていた。一人ではとても立ち向かえないので、同一敷地内にある事業所の職員間でミーティングの時間を持っているところもあった。施設の規模や職員数はさまざまであるが、共通して言えるのは話し合えるチームがあることが大事だということであった。ただし、常勤職員が3名以上いる施設は話し合いが行われやすいが、小規模の日住ではそのような体制がつかれない。小規模の日住でもチームケアが可能になるような仕組みとして、「人員配置基準と加算の見直し」「日住の職員同士の経験交流の機会が欲しい」というニーズは、多くの施設で聞かれた声であった。

福祉事務所との連携については、日住への委託・重点的要支援者の認定や、住民票のない人の初期対応やトラブルの多い人への対応などの際、必要な時にはカンファレンスをもつなど日住と福祉事務所との連携が円滑になるような対応を希望する声が聞かれた。

「つなぎ」や連携先の拡充は、多くの日住で共通の悩みであった。計画相談やケアマネとつながって、情報をもらい連携することが突破口になることが多かった。研修として需要が大きい項目でもあるので、今後、多機関ネットワークづくりのプロセスを可視化し、事例を集めて横展開することができれば有益と思われる。

以上をふまえ、研修教材として『日住の悩みながらの事例集』をまとめた。

また、本事業で開発した教材を用いておこなう新たな研修プログラムと講師を提案した。

事業実施機関

一般社団法人 全国日常生活支援住居施設協議会
〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町4番26号
電話番号 022-398-9854（音声案内の後3番）